

民生委員・児童委員の活動費の引き上げについて

1 目 的

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進に努める特別職の地方公務員であり、区民の身近な相談役として区関係機関に繋いでいる。

東京都は、委員の活動日数が増加傾向にあること、デジタルを活用した新たな活動形態が増えていることにより通信費を措置することを目的に、令和7年4月より活動費の引き上げを実施した。

また、相談内容も複雑化しており、対応における質の変化、役割の増が見込まれている。区は、これを鑑み、活動費の引き上げを行うものである。

2 事業概要

(1) 対 象 者 民生委員・児童委員 194名（令和7年4月1日現在）

(2) 活動費及び引上額(月額)

	～令和6年度	令和7年度～	引上額
代表会長	15,300 円	20,300 円	都 2,000 円 区 3,000 円
会長	10,200 円	14,400 円	都 1,200 円 区 3,000 円
一般・主任児童委員	9,800 円	13,000 円	都 1,200 円 区 2,000 円

(3) 実施時期

令和7年4月分より実施

3 補正予算額（案）

歳入 2,914千円

歳出 7,886千円

4 今後の予定

補正予算成立後、活動費の引き上げ実施